

津市業務委託最低制限価格制度導入検討委員会設置要綱

平成 23 年 8 月 19 日訓第 43 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓第 13 号

平成 27 年 4 月 30 日訓第 49 号

令和 2 年 3 月 31 日訓第 34 号

(設置)

第 1 条 本市が発注する業務委託のうち請負契約に係る最低制限価格制度の導入について調査検討を行うため、津市業務委託最低制限価格制度導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、業務委託のうち請負契約に係る最低制限価格制度の導入及び当該制度を導入する業種等について調査検討を行い、津市契約事務検討会議に意見を提出することとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職員を委員とし構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(意見等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成23年8月20日から施行する。
- 2 この訓の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則（平成25年3月29日訓第13号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日訓第49号）

この訓は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第34号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策課長、財政課長、総務課長、市民課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、福祉政策課長、商業振興労政課長、農林水産政策課長、都市政策課長、建設政策課長、宮繕課長、津北工事事務所長、津南工事事務所長、経営管理課長、久居総合支所地域振興課長、上下水道管理局経営企画課長、消防本部消防総務課長、教育委員会事務局教育総務課長
